

令和8年3月27日

## 特定商取引法違反の通信販売業者に対する業務停止命令（6か月）及び指示並びに当該業者の代表取締役に対する業務禁止命令（6か月）について

- 消費者庁は、美容クリーム等を販売する通信販売業者である株式会社Meilie（本店所在地：東京都目黒区）（以下「Meilie」といいます。）に対し、令和8年3月26日、特定商取引法第15条第1項の規定に基づき、令和8年3月27日から同年9月26日までの6か月間、通信販売に関する業務の一部（広告、申込受付及び契約締結）を停止するよう命じました。
- あわせて、消費者庁は、Meilieに対し、特定商取引法第14条第1項の規定に基づき、法令遵守体制の整備その他の再発防止策を講ずることなどを指示しました。
- また、消費者庁は、Meilieの代表取締役である渡部 将吾（わたなべ しょうご）に対し、特定商取引法第15条の2第1項の規定に基づき、令和8年3月27日から同年9月26日までの6か月間、前記業務停止命令により業務の停止を命ずる範囲の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含みます。）の禁止を命じました。

### 1 処分対象事業者等

- (1) 名 称：株式会社Meilie  
(法人番号：9020001163406)
- (2) 本店所在地：東京都目黒区上目黒五丁目18番11号
- (3) 代 表 者：代表取締役 渡部 将吾
- (4) 設 立：令和7年6月11日
- (5) 資 本 金：500万円
- (6) 取 引 類 型：通信販売
- (7) 取 扱 商 品：美容クリーム等

### 2 特定商取引法の規定に違反する行為

- (1) 誇大広告（優良誤認）（特定商取引法第12条）
- (2) 誇大広告（有利誤認）（特定商取引法第12条）
- (3) 特定申込みに係る手続が表示される映像面における誤認表示（特定商取引法第12条の6第2項）

3 消費者庁がした各行政処分の詳細は、以下の各別紙のとおりです。

別紙1：Meilieに対する行政処分の概要

別紙2：渡部 将吾に対する行政処分の概要

### 【本件に関するお問合せ】

本件に関するお問合せにつきましては、消費者庁から権限委任を受けて消費者庁と共に特定商取引法を担当している経済産業局の消費者相談室で承ります。お近くの経済産業局まで御連絡ください。

なお、本件に係る消費者と事業者間の個別トラブルにつきましては、お話を伺った上で、他機関の紹介などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介を行うことはできませんので、あらかじめ御了承ください。

北海道経済産業局消費者相談室	011-709-1785
東北経済産業局消費者相談室	022-261-3011
関東経済産業局消費者相談室	048-600-0340
中部経済産業局消費者相談室	052-951-2836
近畿経済産業局消費者相談室	06-6966-6028
中国経済産業局消費者相談室	082-224-5673
四国経済産業局消費者相談室	087-811-8527
九州経済産業局消費者相談室	092-482-5458
沖縄総合事務局経済産業部消費者相談室	098-862-4373

本件に係る消費者と事業者間の個別トラブルについて、相談・あっせんを要望される場合には、以下の消費者ホットラインを御利用ください。

- 消費者ホットライン（全国統一番号） 188（局番なし）  
身近な消費生活相談窓口を御案内します。  
※一部のIP電話、プリペイド式携帯電話からは御利用いただけません。
- 最寄りの消費生活センターを検索する。  
<https://www.kokusen.go.jp/map/index.html>

## 株式会社Meillieに対する行政処分の概要

### 1 事業概要

株式会社Meillie（以下「Meillie」という。）は、Meillieが運用するウェブサイト（そのURLがhttps://lumierecosme.com/shopで始まるもの）において、パソコン、スマートフォン等の情報処理の用に供する機器を利用する方法により、消費者から「ルミエルヴァレシアクリーム」と称する美容クリーム（以下「本件商品」という。）等の売買契約の申込みを受けて本件商品を販売していることから、このようなMeillieが行う本件商品の販売は、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。）第2条第2項に規定する通信販売（以下「通信販売」という。）に該当する。

### 2 処分の内容

#### (1) 業務停止命令

Meillieは、令和8年3月27日から同年9月26日までの間、通信販売に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

ア Meillieが行う通信販売に関する商品の販売条件について広告をすること。

イ Meillieが行う通信販売に関する商品の売買契約の申込みを受けること。

ウ Meillieが行う通信販売に関する商品の売買契約を締結すること。

#### (2) 指示

ア Meillieは、商品の販売条件について広告した際、商品の効能について、実際のものよりも著しく優良であると人を誤認させるような表示をしていたことに加え、商品の販売価格、代金の支払の時期及び方法、引渡時期並びに売買契約の解除に関する事項について、実際のものよりも著しく有利であると人を誤認させるような表示をしていた。また、特定商取引法第12条の6第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により顧客の使用に係る電子計算機の映像面に表示する手続に従って顧客が行う通信販売に係る売買契約の申込み（以下「特定申込み」という。）に係る手続が表示される映像面において、商品の分量、販売価格、代金の支払の時期及び方法、引渡時期並びに売買契約の解除に関する事項につき、人を誤認させるよ

うな表示をしていた。かかる行為は、特定商取引法に違反するものであることから、その発生原因について、調査分析の上検証し、法令遵守体制の整備その他の再発防止策（法令及び契約に基づく返金及び解約の問合せ等に適切かつ誠実に対応することを含む。）を講じ、これらをMeiilieの役員及び従業員に、前記（１）の業務停止命令に係る業務を再開するまでに周知徹底すること。

イ Meiilieは、通信販売により、Meiilieの商品に係る売買契約を締結しているところ、令和7年10月9日から令和8年3月26日までの間にMeiilieとの間で通信販売により当該売買契約を締結した全ての相手方に対し、以下の（ア）から（ウ）までの事項を、消費者庁のウェブサイト（<https://www.caa.go.jp/>）に掲載される、Meiilieに対して前記（１）の業務停止命令及び本指示をした旨を公表する資料を添付して、令和8年4月27日までに書面により通知し、同日までにその通知結果について消費者庁長官宛てに書面又は電磁的方法（通知したことを証明するに足りる証票及び通知書面を添付すること。）により報告すること。

なお、令和8年4月9日までに、契約の相手方に発送する予定の通知書面の記載内容及び同封書類一式をあらかじめ消費者庁長官宛てに書面又は電磁的方法により報告し承認を得ること。

（ア）前記（１）の業務停止命令の内容

（イ）本指示の内容

（ウ）後記4（３）の内容

ウ 後記4（１）及び（２）の内容を消費者に周知すること。

エ Meiilieは、今後、Meiilieが行う通信販売について、特定商取引法の各規定を遵守すること。

### 3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第14条第1項及び第15条第1項

### 4 処分の原因となる事実

Meiilieは、以下のとおり、特定商取引法に違反する行為をしており、消費者庁は、通信販売に係る取引の公正及び購入者の利益が著しく害されるおそれがあると認定した。

#### （１）誇大広告（優良誤認）（特定商取引法第12条）

Meiilieは、本件商品の効能について広告をしたとき、少なくとも令和7年10月9日から同年11月11日までの間に、別添1のとおり、

以下アからクまでのとおりの表示をすることにより、あたかも、本件商品を塗布するのみで皮膚に生じたしみを完全に消すことができるかのような表示をしていた。

- ア. 「たった2秒でシミ消滅 塗るシミレーザー治療」との表示並びに1日目、2日目及び3日目の比較を示す女性の画像
- イ. 「2秒でシミを消せる！！」との表示並びに塗る前及び2秒後の比較を示す女性の画像
- ウ. 「この『塗るシミレーザー治療』なら肌の奥まで届いてシミの原因から永久完全消滅させることができるんです」との表示及び使用前後と思われる女性の画像
- エ. 「『シミ漂白剤』なら7日で十分です」との表示
- オ. 「20年悩んだ私のシミも…これを塗るだけで！！長年、悩んでいた頑固なシミ・肝斑がたった数日で消えた…！」との表示及び使用前後を示した女性
- カ. 「自宅で塗るだけで！！たった2秒で！！シミを根こそぎ消せたんです！！」との表示
- キ. 「だからこれを塗るだけでシミ（肝斑）老け見えしていた私も3日でハリツヤ肌に！ シミシワ改善の医療級成分を限界まで配合しているから美容注射と同じ効果なんです！！」との表示及び本件商品と思われるクリームを塗布している女性の動画
- ク. 「塗って一瞬でシミ消せる」との表示

この点について、当庁からMeilieに対し、特定商取引法第12条の2の規定に基づき、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、Meilieは資料を提出した。

しかし、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料とは認められないものであったため、Meilieが行った当該表示は、特定商取引法第12条の2の規定により、商品の効能につき、実際のものよりも著しく優良であると人を誤認させるような表示に該当するものとみなされる。

## (2) 誇大広告（有利誤認）（特定商取引法第12条）

Meilieは、本件商品の販売条件について広告をしたとき、少なくとも令和7年10月9日から同年11月11日までの間に、別添1のとおり、「瞬間シミ消しクリーム Lumière 11, 000円（税込）がこのページ限定で 1, 980円（税抜）」、「ルミエル 値段 1, 980円」、「今日を逃すと正直かなり損です… 赤字覚悟のキャンペーン！！このチャンスを逃すと約9, 000円も損することに… 11, 000円 通常価格 同じ商品なのにこんなに差が！！ 1, 980円 特別価格」、

「1日に換算するとたった63円で使うことができます 1日あたりたったの 63円」、「どうせ3回くらい強制で買わされるとかでしょ？」という吹き出し表示に続き「詐欺広告にありがちな『最低〇回は購入しないといけません』という購入回数のお約束はありません!」、「定期回数縛りなし 電話1本で解約変更OK」、「今買わないと…約9,000円損します 通常価格11,000円 特別価格 1,980円」などと表示し、あたかも、別添1又は当該ページから遷移した先のページから申し込むことのできる本件商品の販売条件につき、1,980円(税込2,178円)のみを支払うことによって本件商品1本を購入することができ、2回目以降の購入を義務付けられるなどの契約上の制約が課せられることがないものであるかのような表示をしていた。

しかし、当該広告から自動的に遷移する本件商品のチャットボット形式のページ(以下「本件チャットボットページ」という。)から申し込むことができる「ルミエルPXコース」と称する契約(以下「本件契約」という。)の内容は、実際には、2回目以降のお届け予定日の15日前の期限までに所定の方法に従った解除の連絡をしなければ、2回目以降の商品(1回当たり本件商品3本)の対価(1回当たり税込19,998円)の支払いを順次義務付けられ続ける期限の定めのない定期購入契約であった上、2回目の商品を購入せずに解除をする場合には、税込11,100円の支払いが義務付けられるなどの契約上の制約が課せられたものであって、当該契約を締結した者は、2回分の合計本件商品4本の対価として合計22,176円を支払うか、最低でも本件商品1本の対価として合計11,100円を支払うこととされており、1,980円(税込2,178円)のみを支払うことによって本件商品1本を購入することはできないものであった。

(3) 特定申込みに係る手続が表示される映像面における誤認表示(特定商取引法第12条の6第2項)

MeiLIEは、少なくとも令和7年10月9日から同年11月11日までの間に、本件商品の販売条件について広告をしたとき、前記(2)のとおりを表示をした上で、別添1の広告内に存する「送料無料 本日無料 「塗って一瞬でシミ消せる」 特別価格はこちら」等と表示されたボタンを押下することで自動的に遷移する本件チャットボットページ内の本件契約の特定申込みに係る手続が表示される映像面(別添2「ご注文内容」欄から「高品質をお得に購入! 初回限定特別価格で今すぐ購入する!!」等と表示されたボタン(以下「本件ボタン」という。)まで。)において、本件ボタンの直上のピンク色の枠内に「ご注文内容 【ルミエルPXコース】<コンビニ後払い決済> 内訳 ・2,178円(税込) 【送料】無料 【手数料】242円(税込) 【1個あたりの分量】:22g お

支払い合計金額 ・ 2, 4 2 0 円（税込） お支払い日 Vamos 後払いより請求書発行から 1 4 日以内」と、本件契約の販売条件のうち、最初に引き渡す商品の販売価格等のみを分離して強調する形式で表示し、あたかも、本件契約の内容が、1, 9 8 0 円（税込 2, 1 7 8 円）のみを支払うことによって本件商品 1 本を購入することができ、2 本目以降の購入を義務付けられるなどの契約上の制約が課せられることがないものであるかのような表示をしていた。

しかし、本件ボタンを押下することにより申し込むことができる本件契約の内容は、実際には、前記（2）のとおりであった。

## 渡部 将吾に対する行政処分の概要

### 1 名宛人

渡部 将吾（以下「渡部」という。）

### 2 処分の内容

渡部が、令和8年3月27日から同年9月26日までの間、次の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）を禁止すること。

- (1) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。）第2条第2項に規定する通信販売（以下「通信販売」という。）に関する商品の販売条件について広告をすること。
- (2) 通信販売に関する商品の売買契約の申込みを受けること。
- (3) 通信販売に関する商品の売買契約を締結すること。

### 3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第15条の2第1項

### 4 処分の原因となる事実

- (1) 別紙1のとおり、株式会社Meillie（以下「Meillie」という。）に対し、特定商取引法第15条第1項の規定に基づき、Meillieが行う通信販売に関する業務の一部を停止すべき旨を命じた。
- (2) 渡部は、Meillieの代表取締役であり、かつ、Meillieが停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしていた。

本件商品の効能に関する表示



※上記赤枠については、以下①～③のように遷移する画像

①



②



③



2秒でシミを消せる!!



この「塗るシミレーザー治療」なら  
肌の奥まで届いてシミの原因から

永久完全消滅

させることができます



20年悩んだ私のシミも...  
これを塗るだけで!!



だからこれを塗るだけで  
シミ（肝斑）老け見えしていた私も  
3日でハリツヤ肌に！



シミシワ改善の医療級成分を限界まで  
配合しているから  
美容注射と同じ効果なんです！！



長年、悩んでいた  
頑固なシミ・肝斑が  
たった数日で消えた...!



自宅で塗るだけで!!  
たった2秒で!!  
シミを根こそぎ消せたんです!!



※上記赤枠については、以下①～④のよ  
うに遷移する動画

①



②



③



④



▼このページ限定最安値▼  
本日無料 「塗って一瞬でシミ消せる」  
特別価格はこちら

A small image of the product packaging, which includes a blue tube and a white applicator.

※次ページに続く

瞬間シミ消しクリーム  
**Lumière**  
~~11,000円~~が  
このページ限定で  
**1,980円** (税別)



1日に換算すると  
たった63円  
で使うことができます



**1日あたり  
たったの  
63円**

	ルミエール	薬用美白化粧品	レーザー
値段	<b>1,980円</b>	約5,000円	約1万円〜3万円
気軽さ	○	○	▲
確実性	○	▲	▲
時間	○	○	×



どうせ3回くらい強制で買わされるとかでしょ？

詐欺広告にありがちな  
「最低〇回は購入しないとイケません」という

**購入回数のお約束はありません！**

**ん！**

**定期回数縛りなし**



電話1本で  
解約変更OK

今日を逃すと  
正直かなり損です...

**赤字覚悟のキャンペーン!!**

このチャンスを逃すと  
約9,000円も損すること...



11,000円  
通常価格

同じ品質なのに  
こんなに差が!!

1,980円  
特別価格

今買わないと...

**約9,000円損します**



通常価格  
**11,000円**



特別価格  
**1,980円**

本件契約の特定申込みに係る手続が表示される映像面

**ご注文内容**

【ルミエルPXコース】  
<コンビニ後払い決済>

---

**内訳**

・2,178円(税込)  
【送料】 無料  
【手数料】 242円(税込)  
【1個あたりの分量】 :22g

---

**お支払い合計金額**

・2,420円(税込)

---

**お支払い日**

Vamos後払いより請求書発行から14日以内

---

**お客様情報**

---

**利用規約**

第1条（会員） 1. 「会員」とは、当社が定める手続きに従い本規約に同意し、入会を申請した個人を指します。  
2. 「会員情報」とは、会員が提供した属性情報や取引履歴などを指します。3. 本規約は、全ての会員に適用され、登録時および登録後に遵守しなければなりません。

第2条（登録） 1. 会員資格を取得するには、本規約に同

**利用規約**に同意する。【必須】

[注文内容を修正する](#)



高品質をお得に購入！  
**初回限定特別価格で  
今すぐ購入する！！**